

岩手県医療局管理規程第21号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 7月 7日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第3号、第4号、第5号、第13号又は第17号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第5号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1) 地震、水害、火災その他の災害時において、<u>通勤途上</u>における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第2号から第5号まで、第13号又は第17号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、<u>第6号</u>の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</u></p> <p>(2) 地震、水害、火災その他の災害時において、<u>臨時職員が退勤途上</u>における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成21年7月7日から施行する。